

40582

教科書文庫

4
110
42-1927
20000 65501

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

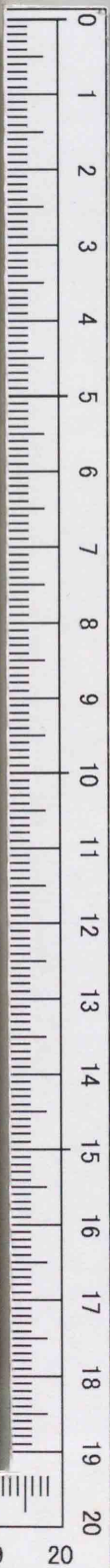
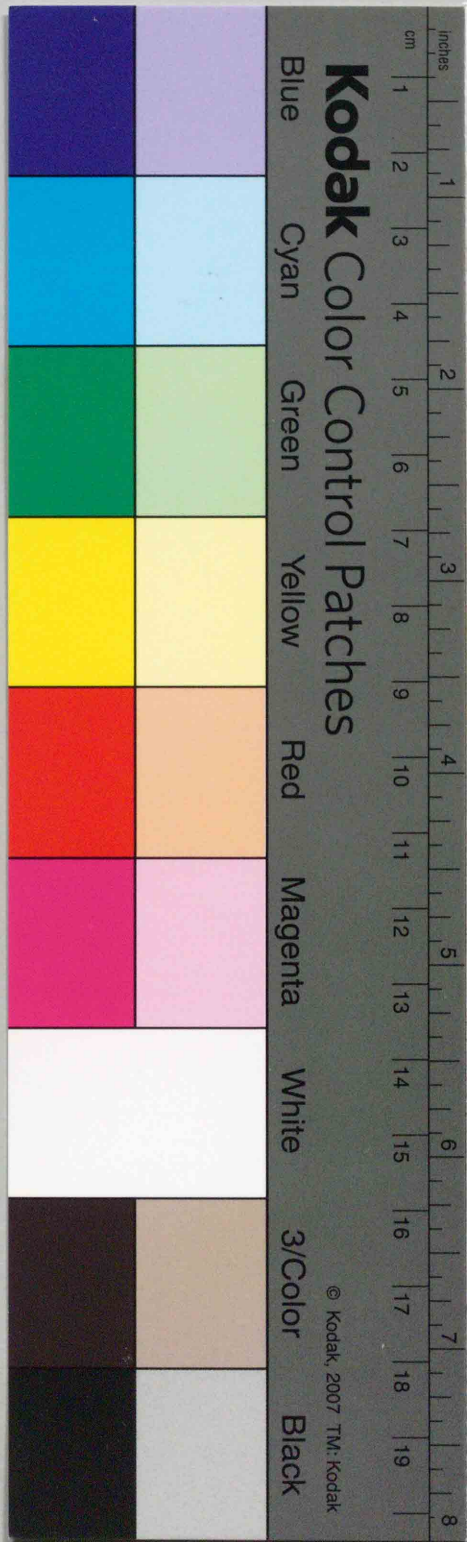


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



4b
110
昭2

訂改
女子修身
卷二



46
110
BBZ

資料室
文部省檢定濟

高等女子學校修身科用 昭和二年一月二十六日

東京高等師範學校教授
兼東京帝國大學助教
文學士 友枝高彦著

訂改女子修身

東京 合資會社 富山房發兌



天祖の神勅

豊葦原トヨアシハラの千五百秋チイホアキの瑞穂國ミシホノクニはこれ吾アが
子孫ウミノコの王キミとますべき地ツミなり爾皇孫ニシメミマ就イデシて
治シらせさきく實祚ウラヒキの隆サカえまさんこと天アメ
壤ツチと與トモに窮キスミなかるべし

御誓文

一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメン事ヲ要ス
一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地
神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆
亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟
シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖
シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日
進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國
運ノ發展ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下
心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡ト
ハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ
國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠

良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ
威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體
セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣 侯爵桂 太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖
皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒急ノ誠ヲ垂レ
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ
紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ
輒近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸

ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスム
ハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大
ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ
是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナ
シ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜
ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ
矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ
守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ
揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産
ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ

竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘ
シ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽
攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本權兵衛
以下各大臣副署

訂改 女子修身卷二

目次

第一六課	我と社會……………	一
第一二課	我が家……………	五
第三課	孝行……………	九
第四課	兄弟姉妹……………	一五
第五課	親族……………	二〇
第六課	祖先……………	二四
第七課	我が學校……………	二九
第八課	親切……………	三四

第九課	寛容	三九
第十課	信義	四四
第十一課	協同	四九
第十二課	仲よい競争	五四
第十三課	謙遜	五九
第十四課	禮儀作法	六四
第十五課	従順	六九
第十六課	我が郷里	七三
第十七課	自治の精神	七九
第十八課	正義	八五
第十九課	公德	九〇

第二十課	社會奉仕	九五
第二十一課	堅實な社會	一〇〇
第二十二課	戊申詔書	一〇五

訂改 女子修身 卷二

友枝 高彦 著

第一課 我と社會

私達と社會

私達は生れてから死ぬまで、いつも家族を始めとして、他の多くの人々と一緒に生活して居る、それは今日の私達ばかりでなく、人類は初から互に寄り合つて生活し、それらの氏族、部落を作つてゐたのである。これを社會といふ。私達には生れながらに備へて居る色々な本能といふものがあつて、それが生活の本をなして居るのであるが、社會的

本能はその中でも特に大切なものである。人類の歴史は想像も及ばぬほどの長い年月を経て居るが、その間誰一人として、一日も社會を離れて全く獨りぼつちの生活を營んだものはない。今假りに、私達がこの團體生活から離れて生活せねばならなくなつたと考へて見ると、これに伴つて起つて來る不便や淋しさや苦みは、到底堪へられないほど甚だしいものであらう。結局社會を離れて私達は生きて行くことは出來ないのである。

社會の恩

かやうに社會と個人とは別々に離して考へることの出來ないほど深い關係にあるものであつて、日常生活に大切な衣食住を得るのは勿論のこと、進んで學問を修め仕事を

私達の心得

習ひ、他の動物にはない高い文明生活をすることの出来るのは、すべて社會のお蔭である。私達は社會の中にあつて始めて幸福な生活を營むことが出来るので、社會の恩はまことに大きいといはねばならぬ。社會は多くの人々の共同生活であるから、個人を離れて別にあるものではない。だから社會が立派に進歩して行く爲には、個人の健全な發達が必要である。併しさうかといつて、自分さへよければ他人はどうあつてもよいといふやうな、自分勝手な考になるのは大きな誤である。もしかやうなことになつたら、社會は壞れてしまふであらう。私達は自分を愛し重んずると共に、また他人をも愛し重んじ、

力を協せ心を一つにして互に助け合ひ、ともどもに進歩するやうに心掛けねばならぬ。かやうにすべての人が、互に力を協せ助け合ふ氣持で居れば、私達のすることは自ら社會の爲になり、その進歩に役立つことが出来るやうになるのである。路端に落ちて居る危険な硝子や石をかたづけるのも、公共の建物を大切にするのも、老人を^{いた}れ幼い者を扶けるのも、皆この精神の現れであつて、社會生活をよくする道である。人通の多い往來で遊戯をして通行の邪魔になり、または落書をし、學校の運動用具を使ひ放しにしておくなどは、この精神の缺けて居る證據で、かやうな行がよくないこと

はいふまでもない。私達はまだ年が若い。併し年が若いからといつて社會生活から離れて居る譯ではない、むしろ一生の中で一番多く社會の恩を受けて居る時なのである。だから社會の成立つて居る道理をよく承知し、その恩を考へ、守るべきを守り、爲すべきを爲し、自分相應な力を出して廣く社會の爲に盡すやうにせねばならぬ。これが私達の行ふべき當然な道である。

第二課 我が家

私達が僅か數日の修學旅行で家を離れた場合に、一日二

懐かしい我が家

家の特性

日とたつ中には自然と家が懐かしくなつて来て、早く旅行が終ればよいなどと考へる。この心は大人も同じである。自分の家をこひ慕ふのは、誰ももつて居る人情であつて、建物は粗末でも、立派な庭はなくても、我が家に越したよい所はない。

家はなぜこれほどよいであらうか。今私達はこのことに就いて考へて見よう。

家はごく自然な社會である。私達を育て、下さる祖父、母、父母を始め、兄弟、姉妹など、私達にとつて一番近くて親しい血筋の者から成立つて居るもので、その間には少しも無理がない。親しい人達が寄り合ふのは自然である、随つて

家は社會の單位である

心持からいつても自由でうちとけることが出来て、抑へつけられるやうな感じや窮屈な思が少しもなく、心も體もこのびとして至極愉快である。

また家は個人が重んぜられる社會である。親は親子は子として、その關係はいつまでも變らないけれど、親も子も各、それ相當に重んじ合ひ愛し合ふ。老幼の別もあれば男女の差もあるが、みな同じ心持であつて、互に利害を等しくして居る。これ等が本となつて、家族は多くても一人と同じで、いはゆる同心一體の實をよくあげることが出来るのである。

さてかやうな特色をもつて居る家はすべての社會の根

道 家に對する

本であつて、家庭で養はれた良い習慣は、やがて一般社會國家の美しい風俗となるのである。だから私達が自分の家を愛しその爲に盡すのは、たゞ自分の家の爲ばかりではなくて、郷里や國家を愛し、その爲に盡す道ともなるのである。我が家に對する道は實に貴いものといはねばならぬ。家に對する道を約めていへば、正しく我が家を愛することである。正しく家を愛する道といふのは、内にあつてはよく父母に事へ、兄弟の仲を睦まじくし、常に一家を平和幸福の泉とするやうに心掛け、外に出でては、行を慎み、よくまわりの人々と交り、家の名を汚すことがないばかりでなく、益、我が家の品位を上げるやうにすることである。家に在

つて私達の特に陥りやすい過は、我儘になることである。親しい中にも禮儀がなければならぬ。學校では成績もよく、行も正しくて模範生といはれながら、家庭に於ては行にきまりがなく、父母に對しては禮を缺き、兄弟姉妹にはつらくあたり、少しでも氣にいらぬことがあると、すぐ腹を立てるものもないではない。併しこれは甚だ不心得の仕方であつて、改めねばならぬことはいふまでもない。かやうな悪い結果になるのもつまりは我儘が本である。くれぐれも慎むべきは我儘な心である。

第三課 孝行

父母の恩

常に空氣の中に生きて居るものは、空氣の有難味ありがたみを知ることが少い。これと同じで、絶えず父母の慈愛の下に生活して居るものは、とかくその厚い御恩を忘れがちである。併し一たび父母の膝元を離れて遠くに旅行し、または學校の寄宿舎に入るやうなことがあれば、その御恩の大きなことが始めてわかり、事毎に父母を慕はしく思ふやうになる。殊に私達が病に罹つた時などは尙更である。父母は自分の病よりも餘計に心配せられ、出来ることなら自分が代つてやりたいほどに思はれるのである。その慈愛の情は眞心から出たもので、つゆほども利害の考などは混つてゐない。私達が生れてから今日に至るまで、私達を育てる爲に、

父母がどれ程苦まれたか、全く想像も出来ない程である。時には父母が餘計な心配をするやうに思ふこともあらうが、それは私達の我儘といふもので、父母の苦勞はそれだけ大きいのである。古語に「父母の恩は山よりも高く、海よりも深し」とあるが、この御恩を感じ、これに報いようと努めるのが子たるものゝ務である。

私達が遠足などして美しい景色を眺めた時には、父母と一緒にをられたらどんなにお喜びになるであらうかと考へ、病氣した場合にはいかばかり心配せられるだらうと思ひ煩ふ。かやうに折にふれ場合に應じて父母を懐なつひだす心は私達が自然に持つて居るので、不孝の子といはれるも

孝は自然の情に發する

親に事へる道

のでも、もとからこの心が缺けて居るのではない、我儘な心のためにくらんで居るのである。このうるはしい自然の情を傷ふことなく父母に事へるのが孝行である。古今東西の別なく、この孝行の道に變りはないが、殊に我が國民は、昔からこれを以て百行の本であるとして貴んで來たのである。私達はこのよい風をうけついで、益、これを立派なものにして行かねばならぬ。大親に事へる道は色々あるが、まづ私達の心を純にして愛と敬とを盡すのが根本である。愛だけであると狎れやすく我儘に流れることが多い。更に敬を以てせねばならぬ。併し、もし敬だけに偏すると親子の間が何となく他人行儀

になりやすい。愛と敬とは二つながら大切で、これをよく調和し得て始めて孝子の道を盡したものだといふことが出來よう。

それから進んでは、常に父母の心を安んずるやうに心掛ければならぬ。第一に父母は私達の健康を心配されるのであるから、平素運動を適當にして、益、強い體をつくるやうに氣をつけるがよい。次には學業の進歩である。よい成績をとつた時、父母のお喜びになる様子を見ては、どうしてもなまけて居るわけには行かない。また父母は子供が父母の爲に働くことを心からお喜びになる。自分ではごく些細なこと、思つても、父母から見ると限りない喜である

風樹の嘆

ことも少くない。だから私達は、父母の爲に常に氣持よく立働くやうにせねばならぬ。父母のいひつけに従ふのは子供の務であるが、時には父母の考と自分の考と合はないやうなことがないとも限らぬ。かやうな時には蔭で不平など言はずに、さつぱりと自分の思ふことを述べるがよい。もし自分の考が正しいならばお受入れになるであらう。もし受入れられなかつたならば、潔く父母の言に従ふがよい。父母は私達の爲に遠く先々のことまでも考へて居れるのであるから、輕々しく父母の意見に反對し、我意を通すことは避けねばならぬ。世にはとかく、孝行は出世してから行ふことであるかの

兄弟・姉妹の間柄

第四課 兄弟・姉妹

やうに考へるものもあるが、樹靜かならんと欲すれども風止まず、子養はんと欲すれども親待たず」といふ誠の通り、父母はいつまでも健かすこで居られるものではない。父母が逝かれた後に、いかに悔いても及ばない。私達は平素自分の力の及ぶ限りを盡して、父母に事へるやうに努むべきである。

兄弟・姉妹は父母について親しい間柄である。同じ父母から生れ、幼い時から同じ家に住み、飲食を共にし、苦樂を一つにし、互に助け合つて大きくなつて行くのである。父母

のない後は、何事が起つてもまづ相談するのは兄弟姉妹である。血縁はありがたいものである。兄弟姉妹の間にときどき喧嘩などといふことがあつても、すぐに仲直りの出来るものである。それは兄弟姉妹は切つても切れない深い深い関係をもつて居るからである。

友愛の道

兄弟姉妹が互に親み愛する道を友愛といふ。兄や姉はよく弟や妹をいたはり助けてこれを導き、自分が大きいからといつて、弟や妹を軽んじたり無理を強ひたりするやうなことがあつてはならぬ。また弟や妹もよく兄や姉を敬ひ、これに事へ、反抗がましい様子などをせず、どこまでも力を協せ心を一つにして、仲よくすることが大切である。

兄弟姉妹は父母から見れば皆同じ我が子であつて、その慈愛の情に於ては、此と彼との間に少しも違ふところがない。随つて自分の子供達が互に仲よくするのを見ては、どれほど喜ばれるかわからない。だから友愛の道を盡すのは、父母に對する孝行ともなるのである。

また兄弟姉妹には長幼男女などの差別があるから、もしこの間が本當に仲よく出来たならば、やがて世の中に出て多くの人々と交るに當つても、その心を推及ぼせばよいのである。随つて友愛の道は、すべての人と交る本となるといふことが出来る。

然るに「兄弟は他人の始り」などといつて、やゝもすれば兄

弟・姉妹の間には色々な争が起りやすい。これは一體何に由るであらうか。前にも學んだ通り、兄弟姉妹の間には年齢や男女の差があり、随つて考へ方や趣味などに於ても、いくらかの違ひがあるのも、その原因の一つであるが、それよりも、餘りに親し過ぎるやうなことから、つい互に遠慮なく我儘になり易いからであらう。

人にはそれ〴〵長所もあれば短所もあり、どんなに氣をつけてゐても、時には過もあるものである。もしこれ等のことを忘れて、親しいまゝに狎れ過ぎて互に過や短所を咎めだてするやうになれば、自然に仲が悪くなるものである。この道理をよく辨へて、自分と合はない點や少しの過や短

所などは、これをおほめに見て恕してやらねばならぬ。また自分さへよければ外の人はどうでもよいといふ心は、兄弟姉妹の争を起す原因となる。これはたゞ友愛の道をやるばかりでなく、すべての悪い行の本となるものであるから、最も慎まねばならぬ。

友愛と一家の繁榮

兄弟姉妹は大きくなつてから、或ものは祖先傳來の家を繼ぎ、或ものは他に嫁入などして各、別々に一家を立て、その境遇も仕事も色々に違ふやうになるであらうが、友愛の道は少しも昔とかはるべきではない。常日頃仲よくするは勿論のこと、不幸などに遭つた場合には、眞心から同情し助け合つて行かねばならぬ。かやうにすれば、我が一門は益

榮えて、祖先に對する道を全うすることも出来るやうになるのである。

第五課 親 族

親族の區別

同じ家に暮して居る父母や兄弟・姉妹や祖父母などの外に、私達には親類縁者といつて、血族とか姻族とかいふ親族がある。血族といふのは血統のつゞいて居るもので、姻族とは婚姻によつて出来た親族である。親族には、その關係によつて親疎の區別があるが、これ等の人々と交る心の持方は一つであつて、つまり家族に對する心を推及せばよいのである。

財産や身分などによつて交りを変へるな

世の中には身分や財産がよくなつたり、または悪くなつたりすることによつて、親族間の交際がめだつて變つて行くやうな場合がある。かやうなことになるは親しい一族の自然の人情からする交りや、身分や財産などによつて左右されて居るのであつて、見下げはてた心である。私達は親疎による區別は承知してゐなければならぬが、同時にたゞ身分や財産などによつて、わけへだてをするといふやうな不心得に陥つてはならぬ。また他家に養子に行つたものとか、嫁に行つたものなどは、とかく自分の生家の方のものに厚くする傾がある、これは人情の弱點であるから、努めて避けねばならないことである。

禮儀を重ん
ぜよ

長く親しい交際をつづけて行く爲には、お互に禮儀を守ることが大切である。親しいのや、かはいがられるのに狎れてしまふと、自ら尊敬といふ心がうすくなる。随つていつの間にか我儘にもなり、また時には先方に對して大變間違つた振舞をしても、自分は一向氣づかずに居るやうなこともなる。そこでお互の間が氣まづくなつて、終には交りが疎くなるやうになつてしまふ。親子の間にさへ敬といふことは必要である。まして親族間に於ては尙更である。

互に助け合
へ

家の榮えて居る時には繁く出入りしてゐても、一たび家運が傾きかけると、足の遠くなるのが世の常である。然る

に親族は切つても切れぬ血縁があるので、不幸の際にも何かにつけて頼りになるものである。不幸は何時めぐつて來るかわからない。それで私達は平生互に親しく交るは固より、もし不運に陥つたものがある場合にも、出来るだけ助け合ふやうにせねばならぬ。

依頼心をお
こすな

併し互に助け合ふといふことも、心掛が悪いと弊害がおこる。依頼心がそれである。何か事が起ると、自分で工夫して始末することをせず、すぐさま親族に助を乞ふといふことになつてしまつたら、日頃の厚意が却つて仇となつて、獨立の心は自ら弱められるであらう。且一度や二度の依頼ならまだそれほどにも感じないが、これが度重なると、心

では氣の毒だと思ひながらも、ついそのまゝに捨て、おくやうになり、いやな氣持がお互の間に起つて、やがて親族間の交りを破るやうなことになるであらう。そこで互に助け合ふ中にも獨立の心を固く持つやうに努めなければならぬ。この點はよく、氣をつくべきことである。

第六課 祖先

他の動物はたゞ現在眼の前のことだけを見て居るに過ぎないのに、私達人類は現在ばかりでなく更に過去を思ひ未來を考へるのである。そしてこの過去を思ふ心はたゞ自分の今までの生涯ばかりでなく、自分の父母から祖父母

人は過去・現在・未來に生きる

動物は今の生活にのみ生きる

動物は現在にのみ生きる

人は過去・現在・未來に生きる

祖先の恩

に及び、更に遠い祖先にさかのぼつて行く。未來を考へるのもまたこれと同じで、自分の未來ばかりではなく、我が子、我が孫といふやうに段々擴がつて、遂には遠い子孫にも及ぶのである。この心が本となつて、私達は祖先に事へる道を守り、また子孫の爲を計り考へることになるのである。私達の祖先は私達子孫のことを考へ、私達の幸福の爲に様々な計畫を立て、辛苦を重ねて我が家を興し、これを私達の父母に傳へられたのである。私達が今日何の不足もなく、かやうに學校に入つて勉強することの出来るのは、勿論父母の御恩によるのであるが、その本をたづねると、祖父母を始め遠い祖先の賜といはねばならぬ。だから、既に父母

に事へる道を學んだ私達は、更に進んで祖先に事へる道を心得ねばならぬ。固より家によつては遠い祖先の歴史が分らぬこともあらう。併し祖先なくて家があるものではない。この道理を知つたならば誰でも祖先のことを懐ひて、これに事へることを考へねばならぬ。

祖父母に事へる道

家に祖父母がいまして、これに事へることの出来るものはまことに仕合である。祖父母は私達の幼い時には、父母と共に何くれとなく養育の爲に力を盡し、長い間の生活の苦勞をも忘れ、次第に少なくなつて行くこの世の壽まほをも知らず、ひたすら私達の成長を喜び給ふのである。この深い注意と慈愛とを考へると、何人も心からの奉養をせずには居

られまい。「子よりは孫」といふ喩もある通り、祖父母の慈愛はまた格別であつて、殊に幼い私達の奉養を喜ばれるのである。

だから私達は、父母に事へる心を推して祖父母をいたはり、これに事へねばならぬ。明治天皇の御製に、

さまざまのことにあひにし老人の
昔がたりぞ身にはしみける

とあるが、老いた祖父母は、私達を相手の物語をこの上もない慰とされるだから私達は祖父母の爲に立働くのは固よりのこと、出来るだけ身近く接して教訓の話や、我が家の昔語などを聴き、また私達の日頃見たり聞いたりする新しい

祖先に事へ
る道

出来事などを話してあげるやう心掛けるがよい。
既になくなつた祖先に對しては、祖父母のやうに親しく事へることは出来ない。併しその心持に於ては全く同じでなければならぬ。孔子も「祭には在すが如くす」といはれたが、この世にいますと同じやうに、誠を以て祭や墓參などせねばならぬ。且祖先は切に子孫の立身出世を希ひ給ふのであるから、たゞ昔を懐ひおこし、祭や墓參をするばかりでなく、更に學業を勵み、行を正しくしてよい生徒となり、將來優れた人となるやうに心掛けねばならぬ。もし私達が學業や品性に於て進歩することがなければ、祖先の心に背くことになるし、また誠を以て祖先を祭ることがなければ、

國家の祖先

ば、次第に初を忘れることになるから、この二つの方面は共に重んずべきである。

私達は我が家の祖先に事へることを知ると共に、更に我が國の祖先に事へることを知らねばならぬ。この國の祖先は皇祖・皇宗である。私達の祖先も皇室の御祖先もその本は同じであり、しかもそれが國家の祖先であるといふことは我が國の特色である。これを考へて、よく皇祖・皇宗を尊ぶのは私達國民の大切な務である。

第七課 我が學校

學校は私達にとつて、家に次いで最も近い社會である。

學校生活と
規則

學校では多數の人が一緒になつて相扶け相勵ましつつ、修養するのである。即ち私達は、學問する爲に團體生活をして居るのである。

團體生活に必要なのは、各人がその規則を守つて秩序を維持することである。或人は自分勝手に動くことが最も仕合せであると考へるかも知れないが、一人に許されることは、他の人にもまた許されねばならぬ。各自が勝手に動いたならば到るところに混雜が起り、衝突を來し、安らかな生活を送ることは出来なくなる。

學校も一つの團體であるから、必ず規則が必要である。これを校規とも校則ともいふのである。私達學校の生徒

たるものは、常にその規則を守るやうくれくれも注意すべきである。もし各人が思ひくゝの時間に集り、思ひくゝの時間に歸るといふことになつたら、到底學校は成立たない。學校が成立たないで、どうして生徒が修學することが出来るよう、私達が校則を守るのは、やがて自らを立たしめる所以である。

學校生活に於て規則の重んずべきことは、既に考へた通りであるが、この外、規則に定めてないもので、しかも規則と同じに大切なものがある。師命・訓戒、それに學校の善良な習慣などはその主なものである。これ等は決して生徒を束縛する爲のものではなく、學校全體の秩序を維持し、また

規則と自由

各生徒の修學上極めて大切なものである。だから規則と同じに重んじ守らねばならぬ。世には規則を極めて不自由なものゝやうに考へて、これを守らないのをえらいことのやうに思ふものがある。また守りながらも大きな束縛を感じ、我が身の不自由をかこつものもある。これは自分の我儘を覺らず、自由と放埒とを混同して居るものといはねばならぬ。一體規則正しいことは、自然の事物現象の根本の性質である。例へば日月星辰の運行、四時の變遷、人體の諸機關、心の活動など、一として一定の秩序に従つてゐないものはない。この法則がなければ自然の事物現象も成立たないのであるから、自由と

自由と
規則と
の
区
別

規則の守り方

いつてもこの法則の支配の内のことである。これにはづれるのは自由でなくて放埒である。放埒なことをしてどうして私達の目的を達することが出来るか。眞の自由は規則の下に於て始めてあり得るのである。私達は既に學校生活に於て規則の必要缺くことの出来ない道理と、これを是非とも守らねばならぬ理由とを學んだ。然らば如何にしてこれを守るべきか。これには凡そ二つの場合を考へることが出来る。それは他から強ひられる場合と自分から進んで行ふ場合とである。他から強ひられる場合は、恰も牛馬の荷物を負うて道を行くと同じである。牛馬には自らその荷物を運ぼうとする意志はな

い。たゞ人の鞭を恐れて、止むなく歩むに過ぎない。私達
 が、もしたゞ他から強ひられて規則命令に遵ふだけならば、
 牛馬と何の擇ぶところもない。私達の校則を守る態度は
 どこまでも自分から進んで行ふやうにしなければならぬ。
 学校の爲の規則や命令はやがて自分の爲の規則や命令と
 心得へて自分から進んでそれ等を守ることが肝要である。
 かやうにして私達は、我が學校を益立派なものとなし、本
 當にこれを受して、美しい校風を振ひ起すやうに心掛けね
 ばならぬ。

第八課 親切

親切

病氣で學校を缺席したやうなときに、友達が「さぞお困り
 でせう」などといつて、親切にも筆記帳を貸して下さつた場
 合の心持は何ともいへぬほど嬉しいものである。これに
 反して、不慣な土地で道を尋ねた場合に、さもうるさげに應
 答されたならば、自然いやな感じがして、なぜこんな人にき
 いたらうかといふ氣持さへ起つて來る。自分と人によ
 つて人情に變りがないから、他人の感ずる氣持も全く自分
 と同じであらう。「旅はみちづれ世は情」の諺の通り、全く知
 らない間柄であつても、互に親切を盡し合ふのが人として
 立派な行である。

親切と社會

もし世の中が、出来ることは出来る、出来ないことは出来

ないといふ風に、たゞ理窟詰に成立つて居るものとしたら、
 どんなにかつまらないものであらう。元來社會は色々な
 人々の寄合であつて、たゞ自分獨りのものではない。氣に
 入らぬことも起り、思ふにまかせぬこともあらう。困難も
 あり、失敗もある。併し角ばつた理窟も人情で圓みがつき、
 失敗の苦みは親切の嬉しさによつてとりかへされること
 もあらう。私達の日常生活を顧みると、思はず知らずの間
 にどれほど多くの恩恵を他人から受けて居るかわからな
 い。だから私達は出来るだけの情愛をつくして、互に親し
 く交るやうに心掛けねばならぬ。

眞の親切

眞の親切は心の誠、人情の自然から出るものであるから、親

切にした人も親切にされた人も共に嬉しく思ひ、心に満足
 することが出来るのである。親切を加へて報酬をねがひ、
 もしそれがなければ損をしたやうに思ふものがあれば、そ
 れはまだ、親切の道に缺けて居るのである。私達は、人
 の困るのを平氣で見居ることの出来るものではない。
 例へば、川に溺れようとして居る子供を見た場合に、褒めら
 れようとか、利益にならうとかいふことを考へずに、たゞ助
 けてやりたいといふ一心で、救ひに行くではないか。これ
 が仁の徳の一端である。人に同情し親切をつくすのは自
 然の人情である。廣い社會の上で慈善といひ、博愛といふ
 のも、皆この心を本として發達したものである。この心を

親切の工夫

以て人に交れば、人はきつと自分に對しても眞心からの親切と同情とを表してくるであらう。この心を以て親に事へれば孝となり、君に事へれば忠となり、友達と交れば信となるのである。

利己の心はすべての悪い行の本である。親切は人の自然の情に發するとはいつても、一たび利己心の爲に自分の心を迷はせると、まことの親切を行ふことが出来なくなる。だからまづ第一に利己心をおさへつけることが肝要である。次には思ひやりの心を働かせることが大切である。人は自分の難儀はよくわかるが、他人の心配は比較的わかりにくいものである。「我が身をつめつて他人の痛さを知

十人十色

れ」といふ諺がある。自分の身にひきくらべて見れば、他人の難儀や苦しい心持がわかる。併し「親切が仇となる」といふこともあるから、何の見さかひもなく、自分の好みにはかり従ふことはよろしくない。まづ色々な事情をよく考へて、その人の爲をはかるやうにせねばならぬ。

第九課 寛容

私達は多數の人々と一緒に寄合つて生活してゐて、決して一人では生きながらへることの出来ない道理を學んだ。多數の人々が集つて居るところでは、すべての人がいつでも自分と同じやうに考へたり、行つたりするものではない。

性質や境遇などの相違から、自ら人々の間に考や感じが色色に別れ、習慣の差異も生じて来る。だから、もしこれ等のことを考へず、自分と違ふからといつて、一々咎めだてをするやうになれば、私達は一日として平和に共同生活をすることは出来なくなる。

他人につらい人

然るに世には自分を咎めるに緩く、却つて人を責めることに厳しいものがある。私達は日々修身の教を學んで、人の行ふべき道を修養して居るが、善悪を辨へるのは決して他人を責める爲ではなく、自分自ら守るべきところを知る爲である。とかく人は自分のことは棚にあげて、他人のあらを探したがるものである。私達は他人の短所に気がつ

妬みの心と疑の念

くときに、自分にもまた缺點のあることを考へ、人を責めるよりは、まづ自分に對して厳しい人となることに努めねばならぬ。

また人は他人の不幸にはよく同情することが出来るが、その幸福を見ては、時に妬みの心を起すことがあり、また些細な事から他人の仕打しうちに疑の念を抱くものもある。これ等はまだ十分に修養を積んでゐない證據である。事毎に人を疑へば聖人もまた盗人に見えるやうになるであらう。これ等は皆自分の度量の狭いのと、修養の足りないことから來るのである。

寛容の意義

だから私達は常に心を大きく持つて人に接し、人の過を

厳しく咎めず、自分と異なるものをも廣く取入れるやうに
心掛けねばならぬ。明治天皇の御製に、

浅みどりすみわたりたる大空の

ひろきをおのが心ともがな

とある。寛容はこの大空のひろい心であつて、世間と交る
に至極大切なことである。併し寛容は決して悪いことを
善いものゝやうにしてゆるすことではなく、少しの過や缺
點の爲に、全體としての人間を捨て、しまふことのないの
をいふのである。随つて寛容は忠告と相容れないもので
はない。友達の間で互に善を勧めることは固より重んず
べき道である。だから友達の中に、不幸にも過をおかした

ものゝあつた時には、よくその事情を察してその過を恕し、
改めることのできるやうに、ゆるやかにしかも心から忠告
して悔い改めさすべきである。また人が自分に對して犯
した過を悔いて詫びる場合には、さつばりと恕してやるが
よい。かやうな時にぐづくして不平をいふのは、避けた
いことである。

寛容の工夫

寛容の工夫は色々あるが、その本は胸を廣くすることゝ、
他人を責める前に深く自分を省みるといふことの二つで
ある。自分を省みて行きとどかぬことのあることが分れ
ば、どうしても人を責めるわけにはゆかなくなる。胸を廣
くもてば、妬みも疑も我儘も自然に起らなくなる。胸の廣

い人は、人の幸福を喜び、人の善いことを褒め、その短所をすて、長所をとることが出来るから、知らずく、多くの人々から尊敬されるやうになる。寛容の徳は社會生活を圓滿にする本である。

第十課 信義

朋友の交り

管仲

支那の政治家。神武紀元十八年死す。

友達の間に於て信義より大切な徳はない。信義は互に裏表なく真心から交際することをいふのである。世に管鮑の交りといふことがあるが、これは管仲と鮑叔とが互に信義を守り、どんなことがあつても信賴し合つて變ることのなかつた厚い友情から起つた語である。その他斷金の

友といひ、水魚の交りといふも、皆厚い友情をいひ表したもので、これ等はいづれも堅く信義を守つて、何時までも親しい友達として、互に信じ助け合ふことから得られる美しい關係である。

信義の力

信義は眞の友を得る道である。昭憲皇太后の御歌に、

誠もてまじらふ友はなかなか

はらからよりも親しまれけり

とある通り、眞の友達は、時に兄弟姉妹にもまして力強い相談相手となるものである。一生を通じて眞の友達から受ける感化は、或は兄弟姉妹に優つて居るかも知れない。私達が何か事ある場合に、眞の友達から受ける勵ましや慰め

の言葉が、如何に力あるものであるかは、むしろ想像以上であるだらう。かやうな友情は金銭財寶に比べて、どれほど優つて居るものであるかわからない。だから私達は常に信義を守つて、良い友を得るやうに心掛けねばならぬ。

また信義は、何時までも友達の情を變へずに、永く續けて行くことが出来る。せつかく良い友達を得ても、信義にそむくやうなことをすれば、友達もいつか自分を見捨てるに至るであらう。友達を得るのも、友情を永く續けるのも、つまるところは信義の二字にある。

信義の工夫

信義の力はかやうに大きい、私達がもし友達を得ることや、交際を續けることばかりに氣をとられて、善惡の區別

を辨へることを忘れるやうになると、とかく悪い道に踏入りがちになる。友達と交る道は、その友達をして正しい道を失はしめないのを第一とする。悪い考を助けるのは、友達に對して不忠實であるといはねばならぬ。友達の交際は、どこまでも清く正しく高尚でなければならぬ。信義の本當の意味は、正しい道に於て互に助け補ひ、誠をこめて交ることにあるのである。これが爲には私達はまづ言語を慎んで正直にふるまひ、人と約束する場合には、その事の善し悪しと自分の力で出来るかどうかを考へてこれを結び、一度結んだ約束は必ず果すやうに心掛けねばならぬ。そしていつも愛と敬との誠をつくし、同情を以て人に接し、互

全社會と信義

に信賴することの出来るやうにすべきである。信義は單に友達の間の大切な道であるばかりでなく、廣い社會の人々の關係をも圓くし、お互の利益をも増さしめるものである。例へば、製造人と販賣者との間、または商人と買手との間に於て信義の徳が守られ、互に信用することが出来るならば、誰も安心して取引することが出来て、便利もこの上ないことであらう。然るに製造人が見本通りに品物を造らなかつたり、商人が大きな掛値をいつたりなどして居るやうであれば、私達は安心して品物を注文することも、買ふことも出来ないこととなり、不便なことはいふまでもなく、結局社會の發達、進歩を害することとなる。今日

の時代は個人と個人、國民と國民との關係が、世界の廣きに及んで居るのであるから、信義、信用の徳は益、大切となつて來たのである。

第十一課 協同

人類と協同生活

私達は社會の内に生れて來て、一日でも周圍の人々と離れることが出来ない。私達が父母に事へ兄弟姉妹と親むのは人に接する初であつて、それから次第に關係を擴めて、親族や友達から更に一般社會の人に及ぶのである。然るに家族や親族と互に親み助け合はねばならぬことを心得て居りながら、一度世間一般の人に對したときに、自分の生

きて行く爲には、他人を推しのけてもよいやうに考へ、更にさうしなければ生きて行かれないやうに思ふものがある。私達は自分が生きて行く爲には、必ず他人を推しのけなければならぬであらうか、更に私達は、自分だけでこの世の中に生きて行くことが出来るであらうか、よく考へておかねばならぬことである。

私達は既に、私達と社會との關係の極めて近いことを學んだのであるが、なほ一應考へなければならぬのは、自分だけでどれほどのことが出来るであらうかといふことである。私達がもし人類と他の動物とを、その幼い時に就いて比べて見たならば、人類ほど力弱いものはないといふことを知るであらう。即ち他の動物は早く生活する仕方を習

つて獨り立ちが出来るのであるが、人類は幼い時から長い間、父母を始め周囲の人々から、食物その他生活の必要品を與へられて生きて居るのである。これだけでも、人類が周囲の人々に負ふところが如何に多いかを知ることが出来る。固より人類は次第に成長するに随つて、色々な能力が発達し、自分で生活を営み得るやうになるのである。併しこれ等の能力の発達するのも、周囲の人々が教へ導いてくれるのによることが多く、また獨立した時にも却つて萬事周囲の人々と一層助け合つて行かねばならないのであるから、結局私達は社會から孤立し得るものではない。かや

協同と社會
的本能

うにして私達と社會との關係は次第に深くなつて行くものといはねばならぬ。蓋し周圍のものと力を協せて生活するのは、動物に共通な性質といつてよいのであつて、それが高等動物に進むほど著しくなつて来る。未開人は食を求め敵を防ぐ爲に、常に群をなし隊を作つて、互に協同する。更に高い文明をもつて居る民族の間では、人々の希望がだん／＼増して仕事も大きくなると共に、自分の力に餘ることであつても、優れた智力によつて、それに打勝たうとするのであるが、結局周圍の人々と力を協せることが多くなつて行くばかりである。この協同の必要は、人類のもつて居る社會的本能と相俟つて、次第に大きくなるのである。

産業と協同

協同の必要なことは人類として皆同じである。今これを産業の方面の一二の例に就いて考へて見よう。例へば、生産に於てなるだけ大きな結果を得ようとするならば、出来るだけ多くの人と力を協せなければならぬ。多くの人があるが、その長所を發揮して互に助け合つたならば、よい成績をあげることは確である。また商業に於て儲けようとするには、常に他の仲間を出し抜いて自分一人で仕事をするのが、最もよいやうに思ふものもあるが、さやうなことは永續きのするものではない。結局同業のものは協同して、なるだけ互に大きな損害を受けぬやうに、銘々の利益を保護す

協同は力の
經濟

ることが肝要である。かくしてこそその事業も發達し、社會の人は皆互に利益を受けることが出来るであらう。協同の働は力の經濟である。力の浪費を少くするばかりでなく、却つてその力を一層有效ならしめるものである。私達の作つて居る共同生活には、小にしては家族、友達、大にしては學校、商店、會社、國家、全世界に至るまで色々あるが、悉く皆お互の協同、和合によつて、各個人と全體との利益、幸福を増すことが出来るのである。守るべきは協同の徳である。

第十二課 仲よい競争

同級生

「袖すり合ふも他生の縁」といふが、同じ學校に入り、同じ級の生徒として、四年または五年の間、同じ先生の下で學徳を修養するのはまことに深い因縁である。世の中で父母や兄弟、姉妹などに次いで親しい關係のものは、同級生であらう。學問上のことや、學校の問題などは勿論、何かにつけて相談相手となるのは同級生であつて、その親みは次第に加はり、懐かしさがいやが上に増して来る。これは自分も人も變りのない人情で、これが本になつて、段々交際の範圍が廣くなり、私達と社會との關係も益々密接になつて行くのである。

切磋・琢磨

友達の間、に重んずべき道の中で、大切なるものゝ一つと

して切磋琢磨といふことがある。切磋琢磨とは、友達同志互に負けじ劣らじと學徳の修養を勵み合ふことである。これは一寸考へると、同級生の美しい友情と反對して居るやうに思はれるが、決してさうではない。勿論楽しい時に共に喜び、悲しい時に互に慰め合ふのは、友達として隔のない交りであるが、これと共に私達はなぜ、かく同級生としてこの學校に入學するやうになつたかといふことを考へねばならぬ。私達の入學の目的は、全く學徳の修養である、だから同級生が互に善いことを勧め、過を誡め、互に助け合つて、立派な人にならうと心掛けるのは當然のことである。随つて仲よくすること、切磋琢磨とは反對するものでは

なくて、一緒に行はれねばならぬものである。難儀なことに出會つて困つて居る友達を見ては、全力を擧げて救つてやり、怠^{なま}けて居るものは飽くまでも目覺めさせてやるがよい。また人がすることを自分にだけ出来ない道理はない。と考へて、友達に立優るくらゐの意氣込で勉強するがよい。併しこれと同時に、友達的美點や長所を見ては、自分も同じやうにならうと懸命に努め勵まねばならぬ。たとひ力が及ばなくて、途中でたふれるやうなことがあつても、初から自分の力を見限るやうでは、友達と一緒に絶えず進歩して止まない状態に至ることは出来ない。世は常に休まず進んで居る、自分だけが同じ處に停つて居るのは、やがて世に

仲よい競争

捨てられる本である。併しこゝに注意すべきは、互に負けじ劣らじと勵み合ふことだから、やゝもすれば見憎い競争心を起し、妬み合ふやうな結果になりやすいことである。これは最も誠めねばならぬことで、もしかやうなことになれば、互に缺點をあばき、悪事を勧め、友達同志で排斥し合ふやうなことになつてしまふのである。

切磋琢磨といつても、たゞ友達を超越するのが主眼ではない。また追越してもよいが、行がいつも公明正大でなければならぬ。私達が立派な人にならうとして努力するに當つては、決して友達に負けなれないといふ心掛が大切であるが、

かやうに負けまい劣るまいと勵み合つて進んで行くうちにも、困るものは救ひ、怠けるものは勵ましてやるといふのが眞の友情である。要するに高い理想を持つて他人の努力の邪魔をせず、仲よい競争をすることが大切である。私心を去ることや、不正の行を慎むことなどは、これに就いて缺くことの出来ない心得である。

第十三課 謙遜

謙遜と高慢

昔から「能ある鷹は爪をかくす」といふ諺があるが、これは自分に優れた力量があつても、猥りに人の前で高慢な振舞をしない慎深い態度をいふのである。私達が日頃つき合

つて居る人々の中には、立派な成績の人でありながら、驕り高ぶることがなく、いつもへりくだつて居るものもあるし、中にはそれほど優れてゐないのに、大層えらさうに話したり、知らないことをも知つたふりしたり、甚だしくなると、自分だけが獨り物知りであるといはんばかりに、人を人とも思はぬ振舞をするものがある。前のやうな人に接すると、何となく奥ゆかしい感じがして、自分の方でも自然とその人を敬ひ、その人の爲ならばといふやうな氣にもなつて、互にへだてのない眞心から交りをする事が出来るのである。ところが、後のやうな人であると、尊敬の念が起らないばかりでなく、卑しい人とさげすむやうな氣持さへおこる。

かやうになるとお互にへだてが出来、親しい交りもつゞけることが出来なくなるのである。

高慢の人とはなるべく交らないことにすると共に、自分も高慢にならないやうに心掛け、謙遜な人とはつとめて親み、自分も謙遜の徳を養ふやうに努めるがよい。

陥りやすい
弊害

かやうに謙遜と高慢とを並べて見ると、誰しもその善し悪しはすぐにわかるであらう。少し心をゆるすと、わかりきつたことゝ思はれるこの區別を忘れて、悪い方に傾きやすいものである。殊に今日の有様を見ると、とかく自分勝手な振舞をしたり、大袈裟に自分を吹聴したりして、つゝましやかなへりくだつた態度から遠ざかる風が多いのであ

る。皇太后陛下は畏くも、
 うつふしてにほふ春野のはなすみれ
 人の心にうつしてしかな
 といふ御歌を下し給うて、私達をお誠めになつた。きれいな色をした花すみれが、いつもうつふし勝ちに咲いて居る様子の、いかにけだかく奥ゆかしいことよ。すみれの花のやさしい美しさ、これこそ私達のいつも持つてゐなければならぬ心ではあるまいか。
 謙遜は人に媚びへつらふことでも、自分を卑屈にすることでもない。また、むやみにゆづりあつて、却つて他人に迷惑をかけるやうなことも違ふ。過ぎたるはなほ及ばざるが如し」といふことがあるが、私達はよく時と場處とを考へて、進退の度を誤らぬやうにせねばならぬ。
 高慢な態度になるのは、主として我儘な心が本である。我儘な人は自然と人をさげすみ自分勝手に流れやすい。また自分を本當のねうち以上に見せかけ、人から過分に褒められようとする虚榮みよをはる心も謙遜の徳をやぶる本である。我儘な心と虚榮をはる心、この二つをよく抑へ、その時その處に應じて、それ〴〵心構に注意し、昭憲皇太后が、

高山のかげをうつして行く水の
 低きにつくをこゝろともがな
 と仰せられたやうに、いつも低きにつく心を持つて居るこ

謙遜の工夫

とが、この徳を養ふ第一の工夫である。

第十四課 禮儀作法

禮儀・作法

人に接する場合に、心に愛と敬との二つがあれば、これにふさはしい言葉や行が自ら外に現れる。この美しい心とこれにふさはしい言葉や行がよく結びついて居るときは、人々が互に氣持よく交際することが出来る。これに反して、互に自分勝手なことばかりして、人の手前をも憚らぬやうにふるまつたならば、何事も角立つて來て、社會の圓滿を缺き、遂には強いものがちのあさましい有様に陥るであらう。だから社會には年齢身分に應じ、吉凶禍福に隨つて自

禮儀・作法
の必要

然に定まつたきまりを生じ、これによつて人々の坐作進退をきめるやうになつた、これが即ち禮儀作法である。

かやうなわけであるから、よく禮儀作法の行はれるところでは、社會の秩序が保たれ、萬事滞りなく進行する。然るに世の中には、目上の人を尊敬せず、猥りに高ぶつて無作法にふるまふものが往々あるが、これは誤つたことである。もし、自分を貴いと思ふならば、他人をも同様に尊敬せねばならぬ。そこにやはり秩序の必要がある。もし、それを顧みぬならば、その人は、實は自分の尊いことをも知らぬ人、社會生活に不適當な人である。

禮儀作法は人の品位の容れものである。野卑粗暴にふ

るまふものは、次第に品位もさがり、人から爪弾つまはじきされるやうになる。これに反して、常に禮儀作法を重んずるものは、自ら上品になり、人の尊敬を受けるやうになる。文明人と野蛮人との間には、色々な差があるが、その社會に禮儀作法の行はれると行はれないのとは、特に著しい相違である。昔から、禮は徳を修める本であるとして重んじたのも、道理のあること、いはねばならぬ。

禮儀作法は人の社會上の關係によつて色々である。皇室に對する禮は固より、一般に禮儀作法は何となく定まつたものがある。家庭に於て、役所に於て、或はまた路を行くにも、その場合相當な禮儀作法を守らねばならぬ。私達

禮儀・作法
の種類

學校の生徒にも、また守るべき禮儀作法がある。殊に男女間の交際に於ては、禮儀作法を重んずることが至極大切である。一本の手紙のやりとりでも十分注意すべきことで、それから屢過が出来ることがあるのである。もし知らない人であれば勿論のこと、男子から手紙など送られてもしたときには、先生なり父母なりに、よくうち明けて相談してから相當の扱ひをするがよい。自分獨りでかたづけるのは過の本であり、また私達のとるべき道でもない。この外、手近な場合の一二の例を述べて見れば、多くの人の中で人の過を咎めだてするなどはいふまでもなく、めでたいときに不吉なことを語り、葬式に列して面白をかしく話をする

禮儀・作法
に就ての心
得

などは心得違のことである。また自分の不慣な儀式や會合などに臨んで、如何にも心得たやうなふりをするのは無作法である。かやうなときには、慣れて居るものに問ひたづねてから行はねばならぬ。これが即ち禮である。禮儀作法に就いて心得べきことは、第一に、人に對しては愛と敬との心を持ち、自分をどこまでも誠めて慎深くすることである。次には形がこれに伴ふことである。形だけで心が伴はなければ虚禮となり、心だけで形が相應せねば粗野となる。麗はしい形と心とが全く一致するやうになつて、始めてまことの禮となるのである。私達はこの點によく氣をつけていつも言語や動作、服裝などを整へ、手紙を

從順の必要

出す場合にも、品物の贈答に際しても慎重な注意を怠らず、よく禮儀作法に慣れるやうに努めねばならぬ。

第十五課 從順

從順とは守るべきことをすなほに守り、從ふべきところに快く從ふことである。明治天皇は、

器にはしたがひながらいはがねも

とほすは水のちからなりけり

と仰せられて私達を誡め給うた。私達人類は、大いに伸びてゆくべき生れながらの性質をもつては居るが、正しい道に從つて修養しなければ、決して進歩するものではない。

その正しい道の一つが即ち従順である。殊に私達のやうに年の若いものが、學問をすゝめ立派な行をしようとするには、父母や先生は勿論のこと、すべて目上の人の經驗を尊んで快くその指圖に従ひ言附けを守り、將來に伸びる力の本を作つておかねばならぬ。

自然界に動かすことの出来ない法則があるやうに、家庭には家庭としての規律があり、學校には校則、社會には社會としての秩序、國家には必ず國法がある。もしこれ等の規律や秩序や國法に従はなければ、世の中は亂れて、終には人類が生きながらへることの出来ないやうなことになるであらう。例へば、私達の體にしても、働くべき時に働き、食ふ

べき時に食ひ、休むべき時に休むやうに規律をたてることが大切である。もし、さうしなかつたならば、次第に體の工合が悪くなり、終には取りかへしのつかぬことにもなるであらう。そこで私達は家庭では家庭の秩序を守り、學校では學校の規律に従ふやうに努めなければならぬ。社會・國家に對してもまた同じである。内には巖をもとほす力を貯へながら、従ふべきところに従ふ水の性は、即ち私達の手本である。

従順を卑屈と同じものゝやうに考へるのは誤である。これは間違つた自尊心からおこる弊であつて、思慮の足らぬものはとかくこの過に陥りやすい。

眞の従順

眞の従順は決して卑屈と同じではない。併し何の分別もなく、たゞ人のいふことにはばかり従ふのは、従順ではなくて盲従である。また權勢に阿り富貴に諂ふのも間違つた従順である。二つとも私達のなすべきことではない。間違つたことや悪いことには死んでも屈しないといふ覺悟をもちながら、自分の本分を考へ立場を顧みて、これに従つて行くのが眞の従順である。

従順の工夫

私達は益學問の修業に努めて従ふべきことゝ然らざることゝの區別を明らかにし、従ふべきことには、快く速にし、かも蔭日向なく従ふやうに工夫せねばならぬ。従ふべきことゝ知りながら一時一日と時を延し、または不快な様子

をしてこれに従ふやうなのは、未だ眞に従ふべき道理を覺らないのである。

また私達が弟や妹に對してものを教へ、用事をいひつけるやうな場合に、快く服せしめるやうにするのは、私達の考へねばならぬことである。如何に正しいことでも、押しつけがましく命令するやうな様子をしては、却つて反感を招きやすい、口元に微笑をたゞへ、優しい態度をとるやうに心掛けねばならぬ。従順は親切の情によつて始めて求めることが出来るのである。

第十六課 我が郷里

郷里と私達

人は誰でも父母をもたぬものがないやうに、郷里のないものもあるまい。父母は私達を生み給ひて、立派な人になるやうに朝夕愛いとしんで下さる、その御恩は限りない。併し私達が長い間生ひたつて来た郷里の恵もまた大きいのである。私達が受けて居る立派な教育も、親しい友達も、皆郷里の賜ではないか。遠く異郷に行くことがあつても、私達の血や肉の内に浸みこんで居る故郷の香はいつまでも残つてゐて、取去ることは出来ない。他郷で郷里の便たまりを受取るも嬉しく、國訛くになまの言葉を聞くさへ懐かしい氣持がするのである。かの外國に生れた人々が時々祖國を訪まをれるのも、父母の郷里がつきせず懐かしいからである。まして私達

郷里の意義

が長い間育てられて来たことを思へば、郷里の恩は長へに感謝すべきではあるまいか。古語に「錦を着て故郷に還るといふのは、自分の成功も郷里の人と共に喜びたい」といふことであつて、失敗しても郷里に落着きたいと思ふのはその悲みや憂ひをそこで慰められたいといふ自然の人情のあらはれである。郷里は私達の慈母である。郷里から受ける感化はこれから後の私達の生活の土臺を作るものといつてよい。實に我が郷里は家や學校と共に、堅く私達に結びついて居る社會といふことが出来るであらう。さてかやうな郷里とは、その廣さから考へて、どの範圍ま

安倍仲麿
神武紀元一三
六一年一四
三〇年

郷里の歴史
と慣習

でを指すのであらうか。他の市町村に對しては、我が市町村が郷里であり、他の府縣に比較すれば我が府縣が郷里である。更にまた外國に對して考へれば、我が國が即ち我が郷里となる。安倍仲麿が月に託して詠じた望郷の歌は、恐らく懐かしい我が日本の國に對して表した氣持であつたであらう。かやうに郷里は私達が生れてから成長して來た土地を中心として、場合により廣くも狭くも解せられるのであるが、こゝではまづ私達の生ひ立つた市町村と同じ範圍に考へておかう。

國に國史があると同じに、郷里には郷里の歴史がある。郷里が出來てから今日に至るまでの沿革がそれである。

自然の有様や社會の状態などの異なるにつれて、この沿革は自ら異なるものであるから、郷里の違ふに隨つて、各異つた歴史をもつて居ることはいふまでもない。だから私達は郷里の歴史を出來るだけ知りたいものである。また郷里にはその歴史に伴つて段々發達して來た慣習があつて、その地方の人々の生活に色々な規則を與へて居るのである。吉凶禍福に應じて人の行ふ昔ながらの仕方などがそれである。歴史と慣習とは常に私達に對して惰性となつて働いて居るのであつて、それ等を離れては生活し得ないといつてもよいほどである。併したゞ歴史にのみ泥み慣習にだけ捉はれてゐては進歩發展を望むことが出來ない。だ

愛郷心

から他方には時世の要求に應じて、或部分はこれを改めて行くやうに心掛けねばならぬ。要するに私達は、郷里の歴史や慣習をよく心得てこれを尊重すると共に、益、これを立派にすることを忘れてはならないのである。

私達は我が郷里を愛せねばならぬ。自分の郷里を愛し得ないものは、自分の國を愛することも出来ない。愛國心の本は愛郷心である。さて眞に自分の郷里を愛するものは、常にその地方の状況や事業に注意し、何れの點に於ても他の地方に比べて遜色のないやうにしなければならぬ。かやうにして自分の郷里が色々な方面に於て進んで來たならば、やがて堅實な國家の基礎となり得るであらう。だ

から私達は出来るだけ郷里の爲に盡さねばならぬ。たゞ一つ注意すべきは、自分の郷里を愛する爲に、他の地方はどうあつてもよいといふやうな、利己心を起さないやうにすることである。利己心はどんな場合にも正しくない。私達は自分の郷里の發展は他の地方との協同によつてのみ遂げられることをわきまへ、自他共に進歩するやうに心掛くべきである。

第十七課 自治の精神

自治の習慣

すべて自分のことを自分で始末するのを自治といふ。私達は、毎日學校では先生の教に従つて修養し、家に歸れば

父母の愛護の下に生活して居る。これは私達がまだ一人前の人でなく、何事も自分一人でするのに十分な力をもつてゐないからである。併し一旦學校を卒業して社會に出れば、社會は私達を一人前の人として取扱ふのである。だから、もし在學中に、自治の習慣をつけておかなければ、社會に立つたとき、周圍の期待に背くに至ることは容易に想像が出来る。これはまことに恥づかしい次第であるし、またもしかやうな人が世の中に多くなれば、その人はいはゞ社會の寄生蟲であるから、かやうな社會は、立派な發達をすることが出来なくなるであらう。昔は自分のことをなるべく他人にさせるのを、貴い人のやうに思つてゐたといふこ

とであるが、文明社會に生活するものが、いつまでも昔風に泥んで、自分の力で出来ることまでも、人の手を煩はすといふ風な心掛では、一事が萬事、すべてのことにこの考が浸みこんで、人に頼らなければ何も出来なくなり、遂には他人にまけてしまふ。また社會から考へても、すべての人が自分のことは自分でするやうにしたならば、多くの人の力が廣く社會の有益な仕事に向けられるので、一般の幸福も自ら増して來るであらう。かやうに個人の立場から考へても社會の側からいつても、自治の習慣を養ふのは、まことに大切なことである。

學校の生徒として行ふべき自治の事柄は色々あるが、手

學校生徒の
自治

始めは、自分に關する日常のことは皆自分で始末することである。教科書や身の廻りのもの、整頓は、當然私達のせねばならぬ事柄である。それから學校では級長や役員を選擧して、自分の級の秩序を保つことを始めとし、教室の整理、級全體の統一や和合を圖ること、學藝會のときの雜務、運動會遠足、學校全體の色々な會合などで、自分のなすべき事柄は人の世話にならず、自分から進んで行ふやうにするがよい。また自分が役員にでも選擧された場合には自分の都合からは困ることがあつても學校の爲と思つて快くその役を引受けねばならぬ。これ等のことが出来るやうになれば、段々自治の習慣が養はれるであらう。併し、常に自

分の境遇を考へ、自分の本分が何であるかを覺るのが根本である。

注意すべきこと

自治を行ふに就いて注意すべきは、第一には、公平に全體の大きな利害を考へることである。級でも學校でも多數の人の團體では、すべての人が皆都合よいやうにすることは中々困難である。そこで常にどうしたならば最も多數の人の爲になるかを深く考へねばならぬ。自分の便利ばかり考へたり、えこひいきなどしたりすることは斷じてあるまじきことである。次には慎重の態度をとることである。私達はまだ眼界も狭く經驗も浅いから、自分で考へてよいと思つたことでも、いざ實行といふ場合には必ず父母

や先生の意見を聴かねばならぬ。これが即ち慎重な態度をとるといふことである。また従順は、自治に於ては大切なことで、たゞ師長の指導に従ふばかりでなく、級長や役員などの意見には、たとひ友達同志であるとはいつても、快く従はねばならぬ。自分で選んで自分で軽んずるやうでは、とても自治することは出来ない。併しこれは決して自分の意見を述べるなどといふことではない、各、そのよいと思ふ考を持出して、十分に議論をし、いつも全體の利益によつて、これをまとめて行くやうにするのがまことの自治である。私達は學校を卒業した後には色々な會に入つたり、多勢の人と一緒に仕事したりすることがあるであらう。今、學

自治と私達の將來

校時代に養つておく自治の習慣は、將來私達がそれ等の團體の爲につくす場合に必ず役立つことゝ思ふ。これがやがて私達が社會國家に盡す道であるのである。

第十八課 正義

正義は天下の大道

正義とは私達が曲つたことを避けて正しい道につくことである。古語に「義を見てせざるは勇なきなり」といふことがある。事を斷行するには勇氣が必要である、大きな困難に當つても、しつかりと志を持ちこたへ、死んでもやりぬくといふやうな眞の勇氣は、一體何處からおこるであらうか。内に省みて疚とがしいところがあれば、うはべだけどんな

にえらさうに見えても、行ふ場合には必ずはきくし
ないであらう。これに反して、固く正義に依り、天地に恥ぢないやうな心持で行ふとしたら、何の憚るところ、何の恐れるところがあらうか。正義は眞の勇氣の源である。言ふことが常に正しくて、行ふことが何時でも道理にかなふやうであつたならば、何のくつたくもなく晴々した氣持になることが出來よう。この心を推しひろめれば、遂には宇宙をも併せ呑むほどのものとなるであらう。正義は實に私達の當然依るべき天下の大道であり、これを守つて始めて安心することが出来るのである。

正・不正の區別

爲すべきことと爲すべからざることとの區別は、人々の

境遇により、また時と場合とによつてそれ／＼違ふから、一様にいふことは出來ないが、私達に良心がある以上、綿密に考をめぐらせば、自然にはつきりわかつて來るものである。良心は私達の鏡である、怠らずみがいて益、明らかにするやうに努めねばならぬ。

なほ國家の定めた國憲、國法は、爲すべきことと爲すべからざることとの最も大切なものを定めてあるのであるから、これに遵ふのが即ち正義である。その爲すべからざることの主なものは、他人の生命を害すること、財産を奪ふこと、名譽を傷つけること、自由を妨げること、社會の秩序を亂すことなどである。また爲すべきことは、私達の責任を盡

すことであつて、借りたものを返すこと、償ふべきものを償ふこと、約束を果すこと、恩に報ゆることなどである。併し國憲・國法に定めてあることは正義の全部ではない。だから、たゞそれに違ひさへしなければよいといふやうな態度で居るとすれば、十分に正義を行つて居るものといふことが出来ないばかりでなく、やがて法律の網をくぐるやうな不心得に陥ることにもなるであらう。随つて私達は國憲・國法に従ふは勿論のこと、たとひこれに定めてないことでも、自分の良心の判断によつて、進んで正義を行ふやうに努めねばならぬ。

正義と親切

こゝに私達が注意すべきは、正義だけでは世の中が如何にも堅くるしく、冷たく考へられることである。そこで私達は正義を重んじこれを守ると共に、人に對する親切や同情の必要なことをも悟らねばならぬ。親切や同情は愛情を本とし、正義は道理に基づく。正義が行はれなかつたならば、秩序が失はれ社會は亂れるの外はない。併し、人は理窟ばかりで生きられるものではない。どんなに秩序が整つてゐても、愛情のない處には、私達は一日も堪へられない。けれどもまた愛だけに流れると、やがて秩序が亂れ統一が缺ける虞がある。だから正義と親切との二つの徳をほどよく發達させることが大切となる。この二つは社會が成立つ楔である。

公德と公共心

我が國の現
人をも言ふ

第十九課 公德

公德は公共心の現れである。公共心とは公衆と共に喜び、共に悲む心である。公園に咲く花を美しいと感ずるのは自然の人情である、併しこれを折取つて自分の家に持歸り、獨りで眺めようとするのは誤つた考である。公共心の強いものは決してかやうな行をしない。自分で眺めて楽しむと共に、また人と一緒に樂まうとして、これを愛し保護する、これが即ち公德である。その他學校の建物や備品を大切にすることも、道路を清潔にするのも、圖書館の書物を大事にするのも皆公德である。これを推しひろめれば社會の

爲に奉仕することから、まさかの時に命を國家に捧げるやうな行ともなるのである。

我が國の現
狀

我が國は、今、世界五大強國の一つと數へられて居る。明治維新以來、絶えず國運の盛んになつて行くのは私達の誇とするところであり、外國人も我が國民の愛國心の強いのは驚いて居るやうである。併し汽車に乗つても、公園に遊んでも、公德に就いては國民の恥辱としか考へられないことが随分多く見出される。武力に強いだけが國家としてのすべてではない。社會が美しく圓滿に成立つて行く爲には、公德の發達に俟たねばならぬことが多い。一體公德の程度は、その國の文明の程度を示すものである。もし

文明の發達と國勢の進歩とを誇る我が社會に於て、公德が十分に行はれないとしたならば、國家としての品位を缺いて居るわけで、まことに恥づかしい次第である。

公德と權利

こゝに注意しておかねばならぬのは、公德に就いて甚だ誤つた考をもつて居るものゝあることである。それは公德を重んずることが、自分の權利を侵されるか、または棄てることであるかのやうに思ふことである。例へば賃錢を拂へば電車に乗る權利があるからといつて、雑沓の中に先を争つて乗るのを當然のやうに考へたり、または水道の料金を一戸分だけ納めて居るからといつて、水を無暗に使ひ、甚だしいのは、用もないのに放水したまゝですてゝおくと

いふ風であつたならば、私達は何と判斷してよいであらうか。賃錢を拂へば、電車に乗る權利もあれば座席を占めることも自由である。併し他人を推しのけることは、決して私達の權利ではない、禮儀としても甚だ誤つたことである。また水道の水に就いて考へて見るに、一戸分の料金を拂つて居れば使用量に制限がないから、いくら使つてもよいやうに考へられるが、實は或程度の制限があることを忘れてはならぬ。それは一戸としての人口の數に従つて、その家で使ふ水の量には、大體の標準がたつて居るのであるから、全く無制限とは考へられないのである。また、たとひ計量器で量つて料金を納めて居るとしても、必要もないのに

公德心の根本

水を出すのはよいことではない。自分の必要と社會の水に對する需要とを考へ、なるべく節約して使ふことが大切である。かやうに權利と公德とが反對になつてならぬことはいふまでもないが、更に私達が社會に立つて多數の人と共同生活を營むに當つては、或程度の犠牲を拂ふ用意がなければならぬ。犠牲の精神は、社會生活をするものゝ必ず持つべきものであつて、それが發して公德となるのである。私達は、小さい我を廣めて大きな我になればなるほど、公德の益、大切であることがわかるやうになる。また自分を常により廣い、より大きな立場から見ることが出来るやう

になれば、公德は自ら行はれるであらう。かやうに、小さな自分を大きい社會と結びつけることが公德心を養ふ根本である。

第二十課 社會奉仕

社會奉仕は私達の義務

社會公共の爲に、自分の利害をすて、力を盡すことが社會奉仕である。私達は既に、自分と社會とが如何に近い關係にあるかといふことを十分明らかにして、それに就いての徳を色々な方面から學んだ。人類は初から社會の内にあるのであるが、世の進むと共に人と人との關係は益、親密になり、私達が社會から受ける恩は愈、多くなつて來て居る。

同時に私達のすることも知らずくの間、他人や社會に影響して居ることが多いから、私達の責任は益々重くなつて居るといはねばならぬ。私達が社會によつて生きると共に、十分社會の爲に盡すやうに心掛けて、始めて社會の共同責任といふことが成立つのである。併し、たゞ受けた恩をかへすといふだけでは足りない。自分から利害の考をもすて、社會公共の爲に力を盡すやうにせねばならぬ。級や學校の爲は勿論、自分に關係ある色々な會の爲に骨を折る、更に進んでは、國家や全人類の爲に力を盡す、これ等は皆社會奉仕である。そして外から強ひられずに、自分から進んでするのが社會奉仕の最も大切な心得である。

我が國の現在の有様

然るに我が國の現在の有様を見ると、中には自覺して他人の爲、公共の爲に心から盡して居るもののあるのはいふまでもないが、一般には、とかく他人や公共の利害を軽く見て居る傾があるのは遺憾である。もし自治團體に屬して居るものや、公職を奉じて居るもので、黨を組み私の利益を圖るやうなものがあるとしたならば、地方の行政を改良するなどといふことは思ひもよらないのである。一身や一家のことばかりを考へて社會のことを忘れ、國家の大事の場合にだけ命がけになることを知つてゐても、平素には自分の屬して居る色々な團體の爲に力を盡すことを忘れて居るものもある。併しよく考へれば、家の爲に働き、國の爲

に盡す道と、團體や社會の爲に奉仕する道と衝突するはずはない、私達は常にこの二つの方面を一致調和せしめるやうに努めねばならぬ。

昔から我が國民は、家と國といふ考に於ては他の國民に比べて大いに優れて居るやうであるが、學會とか會社銀行組合とかいふ團體に對する考は、なほ極めて幼稚であるといふ憾がある。併し、私達の生活を次第に廣い範圍に及ぼして、互に親み深く、安全に、公正に營んで行かうとしたならば、それ等の團體の組織や運用に於ても改むべき點が澤山あるであらうが、特にその根本として、社會奉仕の精神を養ふことが急務であるといはねばならぬ。

社會奉仕の事柄

社會奉仕の事柄は、私達の社會生活の關係が、複雑になるにつれて、限りなくふえて行く。私達はまづ自分の家の爲に働き、學校の爲に盡し、立派な家風、優れた校風を振ひ起すことに努めるがよい。また一般社會の事柄であつても、自分の力の及ぶ限りのこと、例へば道路を清潔にすること、害虫類を驅除すること、危険物を取り除くことなどは、日頃から實行するやうに努めるがよい。この心掛さへあれば、やがて大人となつたときに、社會一般の爲に、或は産業や衛生の方面に於て、或は慈善や矯風の事業に於て、自分の力に適ふところに隨つて、應分の奉仕をすることが出来るやうになるのである。

教育勅語に「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられてあるのは、この社會奉仕のことである。私達は専らこの心の養成に努めて、勅語の御趣旨に副ひ奉らねばならぬ。

第二十一課 堅實な社會

回顧

私達は今まで社會生活に關し、またそれに對する私達の心得に就いて色々學んで來た。私達と社會との密接な關係、我が家、我が學校、我が郷里などを中心とした社會生活、竝にこれに就いて大切な注意など、私達をよく了解し得たところである。かやうに理解したところを實際の行に現すとき、私達の社會は堅實となり、私達自らの生活は安泰を得

組織

て、社會全體の幸福も増して行くのである。今學年の終にあたり、これ等の教をふり返つて見て、私達の記憶を更に新にしたいと思ふ。

社會は元來一つの組織體である。随つてまづその組織に於て堅實でなければ、これを堅實な社會とはいはない。堅實な組織とは、色々な制度や施設が十分整つて居るばかりでなく、社會の人々が皆、共通の目的によつて統一され、協同して居ることである。いかに制度や施設が整つてゐても社會の人々が互に團結し協同することが出来なかつたならば、その社會は堅實であることは出来ない。また社會の人々は團結し協同しようとしても制度や施設が備はら

なかつたならば、社會の發達は期することが出来ないであらう。この兩方面は、相俟つて社會の堅實性をつくりあげるに第一に必要な條件である。この條件を充す爲には、各成員が自分々々の得意の力量を發揮すると同時に、互に他人を尊重し、相扶け相補ひつゝ、協力一致し、必要のある場合には、全體の爲に自分を犠牲にして進むだけの覺悟が肝要である。かやうな考や行がすべての人に行き互つて居つたならば、制度の改善や施設の完備は自ら出來て來るであらう。

物質的豊富

次に必要な條件は物質の豊富なことである。固より物質はたゞそれだけとしてねうちのあるものではないが、人類の慾望や理想を達する爲に必要な手段としては、どこまでも大切なものである。随つてたゞ物質だけを目的として、そればかりにくつつたくして居る人々が誤つて居ると同じに、物質のねうちを輕んじ無視するのもまたよろしくない。私達は人類の進歩發達の爲に、出来るだけ多くの物質上の富をつくらねばならぬ。さて社會が物質的に豊富になる爲には二つの方面を考へることが大切である。第一には積極的に富をつくり出すことである。例へば自然の資源を開拓し殖産興業に努力するが如きである。第二には消極的に富を保存し蓄積することである。例へば山林を保護して濫伐を禁じ、節約して財産を殖すが如きである。

かやうにして個人の經濟が豊かになると共に、國家の財政が安固になれば、自ら國民の生活は安靜を得るに至り、更に進んで有益な事業をも營むことが出来るやうになるのである。

行動の堅實と敏活

第三の條件は社會の人々の行動が堅實であることである。社會はその目的を實現する爲に色々な活動をする。政治や經濟學問その他の事業がそれである。これ等の諸方面に於てなされるものが常に進歩して行かねばならないことはいふまでもないのであるが、これと共に大切なことは堅實であることである。行動の堅實といふのは、輕はずみならず過激に流れずに常に中庸を得ることである。

今までの歴史の示すところを考へ、新たな時世の要求を察し、穩健着實な方法によつて一步步と進んで行くやうな活動が即ちこれである。先帝陛下が「輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ」と仰せられてあるのはこゝを指し給うたものと拜察する。

以上の外にもなほ種々の條件を數へることが出来るが、この三つは、社會の堅實性にとつて缺くことの出来ないものである。

第二十二課 戊申詔書

私達の營む社會生活が、人類の社會的本能を基礎として

社會と國家

成立つて居り、人類はこの中に於てのみ、他の動物と異つた
文明生活を營むことの出来る道理やこの社會生活を圓滿
に發達せしめる爲にはどんな心得を必要とするかといふ
ことは、私達のすでに學んだところである。さて、この社會
には家族のやうな自然の血縁關係を基礎とするもの、學校
のやうに教育といふ一定の目的の下に組織されるもの、そ
の他郷里なり、事業の團體なり色々な種類の生活がある。
國家もまた社會の一つであつて、その國民の健全な發達と
幸福とを目的として居るのである。併し、國家は各種の社
會生活の中で、最も完全な組織を有し、最も鞏固に統一され、
あらゆる社會生活の色々な目的を一緒に成し遂げることに

を目的とし、またこの目的を達するのに最も適當した組織
である。随つて私達は國家の中に於て始めて完全な人と
なることが出来るのである。

併し國家生活も自然のまゝにまかせておいては堅實な
進歩・發展を期することは出来ない。堅實な社會はまづ物
質的に豊富に、精神的に優秀であることを大切な條件とす
るのである。この爲には私達國民が國家生活に於ける心
得をよく知り、それを十分實際に行ひ現すやうにせねばな
らぬ。この大切な心得は、今まで學んだところからも推し
て知ることが出来るが、戊申詔書はこの要道を最も明らか
に且つ適切に教へ給うたものと拜察するのである。

國家の堅實
性と戊申詔
書

戊申詔書の
御發布

明治維新以來我が國運の發展は著しいものがあつた。殊に日露の戦役は我が國の存亡の分るゝ危機であつたと共に、この戦役に於ける名譽の勝利は、世界をして我が國の實力を認めしめて、遂に一等國の列に加はらしめるに至つたのである。これ畏くも皇祖皇宗の御威靈と皇室の御稜威とによることはいふまでもないが、また實に國民が一體となつて、よく國民としての務を盡したことも與つて力あるのである。私達はこれを衷心から喜ぶ。併し翻つて考へると、戦争による損失は極めて大きかつた。人命を失ふこと三萬餘人、費すところの軍費二十餘億圓といふ巨額である。そしてこの軍費の中、外債によるものが十數億圓に

達して居る。

戦後の經營は何れの國に於ても極めて大切なまた困難な仕事である。一步誤れば戦勝の喜びは忽ちに衰頽の悲みと變つてしまふ。「勝つて兜の緒をしめる」ことは何時の世にも大切な心得である。まして十數億圓の外債を負ひながらも、一等國としての國家の體面はどこまでも維持して行かなくてはならぬといふやうな場合に於ては尙更である。然るに國民は喜びの餘り氣が弛み、その責任の重大なことを忘れて奢侈贅澤に流れ、甚だしきは腐敗墮落の所行も少くなかつたのである。小成に安んずるとはかやうな場合のことを指すであらう。畏くも明治天皇は、

戊申詔書の
要旨

ともすればうきたち易き世の人の御痛心になつたほどである。かくて明治天皇は、叡慮を惱まさせ給ふこと深く、終に明治四十一年十月十三日に、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トによらせられて國民の嚮ふところを教へ給うたのである。これが即ち戊申詔書である。私達國民としてまことに恐懼に堪へない次第である。聖旨は深遠懇篤であつて、私達は容易に窺ひ奉ることが出来ない。併し、その要旨は大體次の三綱であらうと拜察するのである。即ち第一に文明の進歩の速かなこと及び

世界各國が相倚り相助けて、共にその幸福を享けるやうになつた現今の趨勢を示し給ひ、我が國もまた益國交を修め各國との友誼を厚くし、文明の大勢に順つて、その恩恵に預り喜を共にしたいと仰せられた。第二に、かやうに文明の恩澤を共に享けようとするには、先づ國運の發展を圖らねばならない。然るに我が國は戦後まだ日が淺くして諸般の政に於て改革し發達せしめねばならぬことが頗る多い。だから國民全體が心を同じくして、まじめにその仕事を勉め、勵み、勤勉、儉約によつてよく生計を整へ、信義を守り醇厚な風俗をつくりあげ、輕薄な風を去つて實直を旨とし、互に氣をつけて心が弛み仕事をなほざりにせぬやうにし、絶え

間なく自ら勉めよと誠め給うたのである。第三に以上國民の守るべき道は、神聖なる皇祖皇宗の御遺訓と光輝ある我が國三千年の歴史の上で十分明らかであるのであるから、八千萬の國民が協力一致してよくこれを守り、一生懸命に勉め勵んだならば、國運の發展すべき基は自ら立つのである。そこで明治天皇は現今の誠に心配すべき時勢に當つて、忠良な臣民の協力輔佐に頼られて、明治維新の際に發表せられた國家の大方針を更に大きく廣め、皇祖皇宗の御威徳に答へ益、これを明らかにせられたいことを望ませられたのである。

戊申詔書と
現代

戊申詔書は日露戦役の後、時代の状態に鑑みさせられて、

御發布になつたものではあるが、この御教訓は決して當時に於てのみ大切であつたのではない。今日と雖もまた國運發展の要道であるのである。私達はよくこの御趣旨に則つて、大御心に副ひ奉るやう心掛けねばならないのである。

改訂 女子修身 卷二 終

改訂女子修身 卷二終

女子修身 卷二終

大正十二年十月二十七日印
大正十二年十月三十日發
大正十二年十二月二十五日訂正再版發行
昭和十五年十月十六日訂正三版發行
昭和十五年十一月十六日訂正四版印刷
昭和十五年十一月十九日訂正四版發行

改訂 女子修身
附 奧

著者 友枝 高彦
發行所 合資 富山 房
代表者 坂本 嘉治 馬房
印刷所 共同印刷株式會社

改訂女子修身

第一卷	第二卷	第三卷	第四卷	第五卷
金四拾七錢	金四拾七錢	金四拾七錢	金四拾七錢	金四拾七錢
（四年制用）	（五年制用）			



著作權所有

發行所

合資 富山 房

東京市神田區表神保町九番地

電話神田二四二二、二四二三、二四二四番
振替口座東京五〇一番

才三五期生八組

田坂元子